

港区版ふるさと納税制度

令和6年4月23日
区長記者発表

港区版ふるさと納税制度

「生まれ故郷やお世話になった地域、応援したい地域への力になる」、
 「税の使われ方や地域のあり方を考えるきっかけになる」という、
 ふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、**返礼品を設けず、寄付者自身が
 寄付の使い道を選ぶことにより、区の実組を応援していただく制度**



港区版ふるさと納税制度 寄付の活用先

区が実施する各分野の実組を応援する

- ▶ 産業・地域振興・観光 ▶ 防災・生活安全
- ▶ 保健福祉・健康 ▶ 環境 ▶ 子育て・教育
- ▶ 街づくり ▶ 国際化

基金を設立している実組を応援する

- ▶ みなとパートナーズ基金
- ▶ 文化芸術振興基金 ▶ 港区奨学基金

区政全般

特定の分野に限定せず区政運営に活用

団体応援寄付金

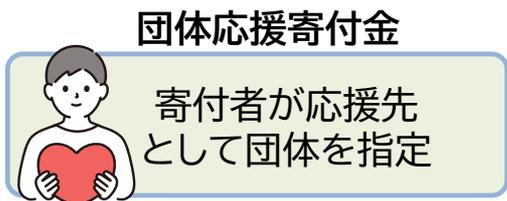
区内の公益的活動団体の活動がより一層、地域社会の発展につながるよう寄付の一部を活用して団体の活動を支援

団体応援寄付金

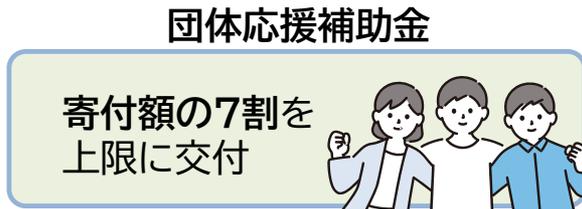
応援先として
指定できる団体

②は令和6年度から
新たに対象に!

- ① 区内に主たる事業所があり、公益的な団体で税制優遇を認められた団体(学校法人、認定NPO法人など)
- ② ①以外の団体で、区内に主たる事業所があり、区が活動内容や財務状況などを審査し、活動の公益性を確認できた団体



港区



団体応援寄付金の実績



制度の周知により
団体応援寄付金額は
大幅に増加!

各団体に港区版ふるさと納税制度の活用を働きかけ、寄付文化の醸成と、地域の更なる活性化を図ります。